

入 札 説 明 書

宮崎県が行う役務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記5に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日

令和4年9月15日（木）

2 競争入札に付する事項

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 業務件名 | 洗濯物サプライ及びベッド洗淨・消毒等業務委託 |
| (2) 業務内容等 | 詳細は仕様書による |
| (3) 契約期間 | 令和4年10月1日から令和7年9月30日まで |
| (4) 履行場所 | 県立延岡病院 延岡市新小路2-1-10 |

3 調達役務の仕様等

別添、仕様書のとおり。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

本業務に係る入札に参加する資格を有する者は、開札当日において次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 昭和46年宮崎県告示第93号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種、営業種目がその他であること。
- (3) 公告の日から入札日までのいずれかの日においても、宮崎県知事からの物品の買入等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
なお、すでに入札参加の申し出を行っているものは、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。
- (4) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更正法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者でないこと。

(6) 民事執行法(昭和54年法律第4号)に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。

(7) 入札に参加しようとする者は、(2)の要件を満たすことを証明する書類を令和4年9月20日までに提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

5 契約に関する事務を担当する部局等

県立延岡病院 事務部 庶務担当 延岡市新小路2-1-10
郵便番号 882-0835 電話番号 0982-32-6181

6 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立延岡病院 事務部 庶務担当 延岡市新小路2-1-10
郵便番号 882-0835 電話番号 0982-32-6181
- (2) 期間 令和4年9月15日(木)から令和4年9月20日(火)まで
(土曜日、日曜日を除く)

7 入札と開札

- (1) 入札に参加する者は、別紙様式1による入札書を持参により提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札と開札の日時及び場所
日時 令和4年9月21日(水)13時30分
場所 延岡総合庁舎 101会議室
延岡市新小路2-15
- (3) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式2による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称もしくは商号(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印(外国人の署名を含む。以下同じ)をしておかななければならない。
- (4) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)を記載しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかななければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (6) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。
- (7) 入札方法、落札の決定にあたっては、入札書に記載した金額に100分の10に相当す

る金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

- ① 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しその証書を提出する場合
- ② 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

- ① 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- ② 過去2箇年の間に、国（公団等を含む）又は地方公共団体（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって履行したことを証明する書面を提出し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

9 入札の効力に関する事項

(1) 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする

- ① 競争入札参加資格のない者のした入札
- ② 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- ③ 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- ④ 入札書の表記金額を訂正した入札
- ⑤ 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- ⑥ 入札条件に違反した入札
- ⑦ 連合その他不正の行為があった入札

10 再度入札

再度入札の回数は、1回とする。なお次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することはできない。

- (1) 初度入札に参加しなかった者
- (2) 初度入札に参加したが入札しなかった者
- (3) 連合その他不正行為があった入札をした者

11 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以下で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。